

# U c a r P A C アンバサダープログラム利用規約

U c a r P A C アンバサダープログラム利用規約（以下「本規約」といいます。）は、U c a r P A C 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するU c a r P A C アンバサダープログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し遵守すべき事項およびU c a r P A C アンバサダー会員（以下「アンバサダー会員」といいます。）と当社との関係を定めるものです。本プログラムを利用する場合には、本規約の全文を読んだうえで、本規約に同意していただく必要があります。

## 第1条（目的）

本規約は、本プログラムに関し遵守すべき事項およびアンバサダー会員と当社との関係を定めることを目的とし、アンバサダー会員と当社との間の本プログラムの提供・利用に係る一切の関係において適用されるものです。

## 第2条（本規約への同意）

1. 本プログラムを利用するには、本規約に同意の上、アンバサダー会員となる必要があります。本規約へ同意できない場合は、本プログラムを利用することはできません。
2. 本規約は、全てのアンバサダー会員に適用され、アンバサダー会員登録時および登録後に、お守りいただくことが必要となります。

## 第3条（定義）

本規約において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

- （1）本プログラムとは、アンバサダー会員が、当社が提供するサービス（以下、「当社サービス」といいます。）を紹介したことにより、当社サービスを利用した自動車の売買契約が締結された場合に、アンバサダー会員が紹介手数料を受け取ることができるU c a r P A C アンバサダープログラムのことをいいます。
- （2）本ウェブサイトとは、本プログラムのために当社がアンバサダー会員の利用に供するウェブサイト（理由のいかんを問わず、ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。
- （3）アンバサダー会員とは、本規約に同意し、本プログラムを利用するためのアンバサダー会員登録を行った者をいいます。
- （4）紹介とは、アンバサダー会員が当社サービスおよび自己の紹介者コードを第三者に伝えることをいいます。
- （5）被紹介者とは、アンバサダー会員から当社サービスを紹介された者をいいます。

## 第4条（アンバサダー会員登録等）

1. 本プログラムの利用を希望する者は、本プログラムの利用に先立って、当社所定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社所定の方法により当社に提供することにより、アンバサダー会員登録を行うものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する者がアンバサダー会員登録の申込みを行った場合、アンバサダー会員登録を拒否することがあります。また、当社は、アンバサダー会員登録後、アンバサダー会員が以下のいずれかに該当する者である

ことが判明した場合には、当該アンバサダー会員のアンバサダー会員登録を抹消することができます。なお、当社は当該措置の理由について一切開示義務を負わないものとし、また、アンバサダー会員登録の拒否およびアンバサダー会員登録の抹消により当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

- (1) 業として自動車の販売・購入を行う者
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人その他独立して法律行為（契約）を行うことができない者
- (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者またはこれらの者と密接な関わりを有する者をいいます。以下同様とします。）
- (4) 登録情報の全部または一部につき、虚偽記載、誤記または記載漏れがある者
- (5) 過去に本規約その他当社との契約に違反したことがある者またはその関係者であると当社が判断した者
- (6) 第11条に規定する禁止行為をしたことがある、またはしようとする当社が判断した者
- (7) その他、アンバサダー会員登録を認めるのが相当でないと当社が判断した者

3. アンバサダー会員は、登録情報に変更があった場合、常に最新の正しい情報に更新しなければならないものとし、当社は、登録情報に誤りがあったことにより当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

#### **第5条（アンバサダー会員ID・パスワード）**

1. 当社は、アンバサダー会員に対し、アンバサダー会員IDおよびパスワードを付与します。アンバサダー会員は、当該アンバサダー会員IDおよびパスワードを善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとし、これらを第三者に使用させ、または、譲渡、貸与、担保提供その他の処分をすることができないものとし、
2. 当社は、アンバサダー会員による本ウェブサイトの利用にあたり、アンバサダー会員IDおよびパスワードによりアンバサダー会員の本人確認を行うものとし、アンバサダー会員IDおよびパスワードを使用してなされた行為は、当該アンバサダー会員IDおよびパスワードを付与されたアンバサダー会員による行為とみなします。

#### **第6条（アンバサダー会員情報の取扱い）**

当社は、当社個人情報保護方針（<http://www.ucarpac.co.jp/company/privacy>）の定めるところにしたがい、本プログラムに関連してアンバサダー会員から取得した個人情報その他のアンバサダー会員情報を取り扱います。アンバサダー会員は、当該個人情報保護方針にしたがって当社がアンバサダー会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。なお、当社は、裁量により、アンバサダー会員が当社に提供した情報・データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として利用、提供および公開することができるものとし、アンバサダー会員はこれに異議を唱えないものとします。

#### **第7条（紹介手数料）**

1. 被紹介者が、紹介者コードを入力して当社サービスを利用した自動車の売買契約を締結した場合、当社は当該紹介者コードに対応するアンバサダー会員に対して、次の規定にしたがって紹介手数料（インセンティブ）を支払うものとする。

ただし、紹介コードを入力して当社サービスを利用した日から、6ヶ月以内に査定予約または購入見積もり申請を完

施し、査定予約または購入見積もり申請を実施した日から3ヶ月以内に成約が確定した場合のみ、紹介手数料（インセンティブ）発生の対象となる。

①支払額：支払額は別途定める [紹介インセンティブ一覧表（税別）](https://ucarpac.com/contents/wp-content/uploads/ambassa_incentive.pdf)（[https://ucarpac.com/contents/wp-content/uploads/ambassa\\_incentive.pdf](https://ucarpac.com/contents/wp-content/uploads/ambassa_incentive.pdf)）によるものとする。

②支払確定：

自動車の売却の場合：売却が確定した当該自動車と書類について、被紹介者から当社、取次店、または指名事業者への引渡しが行われ、売却代金が被紹介者に支払われた時をもって確定とする

自動車の購入の場合：購入が確定した当該自動車について、被紹介者が、当社が指定する方法で当該自動車の納車（引渡し）を受けた時をもって確定とする

③支払期日：月末締め翌月末日支払い

2. 当社は、必要に応じて、本規約第17条にしたがい、紹介手数料の種類、支払額、内容および支払期日を変更することができるものとする。

3. 当社との間で他の契約を締結しているアンバサダー会員は、他の契約に規定された手数料の支払いを優先的に受けるものとし、同一案件に対して本規約に基づく紹介手数料の支払いを受けることができないものとする。

#### 第8条（紹介手数料の支払方法）

1. 当社は、毎月末締めとしてアンバサダー会員の紹介実績一覧表を作成し翌月10日までにアンバサダー会員に提出（電子的な表示を含む。）するものとしします。

2. 紹介手数料の対象となる売買契約が成立した場合、当社はアンバサダー会員が受領すべき紹介手数料を売買契約成立の翌月末日（当該日が金融機関の休日に当たるときはその翌日）限り、アンバサダー会員があらかじめ指定する銀行口座へ振込により支払うものとする。ただし、アンバサダー会員が指定する金融機関口座は、アンバサダー会員名義の口座に限るものとしします。

3. 紹介手数料の振込手数料については当社の負担とする。

#### 第9条（広告宣伝および営業用資料等）

1. アンバサダー会員は、紹介に際しインターネット、DM（ダイレクト・メール）、チラシなどの手段を用いて広告・宣伝を行う場合、当社に事前に広告・宣伝の内容および方法を通知し、許諾を得るものとしします。

2. 当社は、アンバサダー会員から要請がある場合、アンバサダー会員が紹介するにあたり用いる紹介資料等につき、当社が別途定める価格表に基づき、アンバサダー会員に対して販売することができるものとしします。

#### 第10条（インターネット接続環境）

1. 本プログラムをご利用いただくためには、インターネットに接続する必要があり、アンバサダー会員の費用と責任において、本プログラムを利用するために必要となる回線・機器・ソフトウェアその他一切の手段をご用意いただくことが必要となります。その通信手段・機器・ソフトウェアの設置や操作についても、アンバサダー会員の費用と責任において、適切に行っていただく必要があります。

2. 当社は、前項の機器等の準備、設置、操作に関し、一切関与せず、アンバサダー会員に対するサポートも行いません。

ん。

3. アンバサダー会員は、サービスを利用する過程で、種々のネットワークを経由することがあることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解したうえで、サービスを利用するものとします。

## 第11条（禁止行為）

アンバサダー会員は、本プログラムにおいて、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当すると当社が判断する行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令に違反するまたはこれらに関連する行為
- (3) 当社または第三者の知的財産権、プライバシーに関する権利もしくは利益、名誉その他の権利または正当な利益を侵害する行為
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反する行為
- (5) 虚偽の情報を登録する行為
- (6) 同一人が複数のアンバサダー会員登録を行う行為
- (7) 以下の者がアンバサダー会員登録をする行為
  - ① 未成年者、制限行為能力者その他独立して法律行為（契約）をすることができない者
  - ② 反社会的勢力等に該当すると当社が判断した者
- (8) 第三者に対し、IDおよびパスワードを譲渡または貸与する行為
- (9) 他のアンバサダー会員のIDおよびパスワードを用いて本プログラムを利用する行為
- (10) 成立した取引の履行を遅延させ、または円滑な履行を妨げる行為
- (11) 当社もしくは第三者になりすます行為、当社もしくは第三者の行為であるかのような誤解を招く行為またはそれらのおそれのある行為（当社または第三者の商標、ロゴマーク等を、自己を示すものとして使用する行為等を含みません。）
- (12) 当社または第三者に対する嫌がらせ、業務妨害または誹謗中傷行為
- (13) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いる行為
- (14) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (15) 暴力または脅迫的な言動を用いる行為
- (16) 本プログラムを通じ、以下に該当しまたは該当すると当社が判断する情報を投稿しまたは発信する行為
  - ① 当社または第三者の名誉・信用を毀損するまたは業務を妨害する表現を含む情報
  - ② 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
  - ③ 露骨な性的表現または過度なわいせつ表現を含む情報
  - ④ 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、教育または経済的關係等による差別につながる表現を含む情報
  - ⑤ 営業もしくは宣伝広告（事前の許諾がある場合を除きます。）または過度な政治的主張を含む情報
  - ⑥ その他違法・反社会的な内容もしくは他人に不快感を与える表現を含む情報または本取引と無関係な情報
- (17) 第三者の個人情報やプライバシー情報を収集、公開または提供する行為

- (18) 収集・取得した第三者の個人情報やプライバシー情報を、本プログラム以外の目的で利用する行為
- (19) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為
- (20) 技術的手段を利用して当社のネットワークもしくはシステム等に不正にアクセスし、またはそれを試みる行為
- (21) 本プログラムに関して提供される当社のソフトウェア、プログラム、データベースなどを、複製、改変、貸与、譲渡、公衆送信（本プログラムの機能を使用して公衆送信する場合を除きます。）し、またはリバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他の方法で解析する行為
- (22) 当社に対し同様の質問や問い合わせを不必要に繰り返す行為、荒らし行為、スパム行為その他本プログラムの運営を妨げるまたはそのおそれのある行為
- (23) その他当社が不適切であると判断する行為

#### **第12条（禁止行為違反の措置）**

当社は、アンバサダー会員が前条の禁止行為を行ったと判断した場合、事前に当該アンバサダー会員に通知することなく、以下の措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

- (1) 注意または警告
- (2) 本プログラムの全部または一部の提供の停止
- (3) その他当社が適当と判断する措置

#### **第13条（アンバサダー会員とアンバサダー会員または第三者との紛争）**

アンバサダー会員は、本プログラムに関し他のアンバサダー会員または第三者との間で紛争が生じた場合には、ご自身の費用と責任で解決しなければならず、原則として当社にその解決を求めることはできません。ただし、当社は、必要と判断した場合、当該紛争の解決のために関与することがあります。

#### **第14条（損害賠償）**

アンバサダー会員は、本プログラムを利用したこと起因して当社に何らかの損害（合理的な弁護士費用等を含みます。）を与えた場合、当社に対し損害を賠償する責任を負います。

#### **第15条（不保証）**

当社は、本プログラムおよび本ウェブサイトについて、法律上許される範囲内で、一切の諸事項（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等が無いことを含みますが、これに限られません。）を保証しません。

#### **第16条（通知・連絡）**

1. 当社は、アンバサダー会員に通知または連絡をする必要があると判断した場合、当社が適切と判断する方法（本ウェブサイト上での通知、メール、電話、郵便等）により連絡するものとします。
2. アンバサダー会員は、当社に連絡または問い合わせをする場合、本ウェブサイト内のお問い合わせフォームを利用するものとします。

## 第17条（本規約の変更）

当社は、状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合において、本規約の変更がアンバサダー会員の一般の利益に適合するとき、又はその変更が本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本規約を任意に変更することができます。当社は、本規約を変更する場合、原則として、本規約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を本ウェブサイト上で通知又は公表する方法によりアンバサダー会員に周知し、アンバサダー会員が本規約の変更後に本サービスを利用したことをもって、変更後の利用条件に同意したものとみなします。

## 第18条（本プログラムの中断、変更、終了）

1. 当社は、本ウェブサイトのメンテナンスや障害対応、天災等の不可抗力、その他当社が必要と判断する場合、事前にまたは緊急の場合は事後にアンバサダー会員に通知することにより、本プログラムの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により、いつでも本プログラムの全部または一部を変更または終了することができます。
3. 当社は、前2項による本プログラムの中断、変更、終了によってアンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

## 第19条（本プログラムの利用停止）

1. 当社は、アンバサダー会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前に当該アンバサダー会員に通知することなく、アンバサダー会員登録の拒否、本プログラムの利用禁止または一部もしくは全部の提供停止、その他当社が必要かつ適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

- （1）登録メールアドレス、電話番号、住所によって通知・連絡できない場合
- （2）債務超過、無資力その他支払能力がない場合
- （3）破産、民事再生その他の倒産手続開始の申立てが行われたもしくは自ら行った場合または任意整理を開始した場合
- （4）意思能力・行為能力を有しない場合
- （5）過去に本規約に違反し、本プログラムの利用停止となったことがある場合
- （6）その他本プログラムの利用を開始または継続することが適当でない場合

2. 当社は、アンバサダー会員が前項各号に該当するか否かを確認するために、当社が必要と判断する本人確認等の確認を行うことができ、当該確認が完了するまで本プログラムの全部または一部の提供を停止することができるものとします。当社は、当該提供停止によって当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負いません。

## 第20条（反社会的勢力等の排除）

当社は、反社会的勢力等による本プログラムの利用を禁止します。当社は、アンバサダー会員が反社会的勢力等に該当するまたはそのおそれがあると判断した場合、事前に当該アンバサダー会員に通知することなく、本プログラムの提供を停止することができます。当社は、当該措置の理由について一切開示義務を負わず、当該措置によって当該アンバサダー会員に生じた損害や不利益について、一切責任を負いません。

## **第 2 1 条（秘密保持）**

アンバサダー会員は、本プログラムに関して当社が当該アンバサダー会員に対して秘密に取り扱うことを求めた非公知の情報または取扱いについて、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

## **第 2 2 条（退会）**

1. アンバサダー会員は、当社所定の方法で当社に退会の通知をすることにより、本プログラムから退会し、自己のアンバサダー会員登録を抹消することができるものとします。
2. アンバサダー会員は、退会にあたり、本プログラムに関し当社に対して負っている債務がある場合は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いをしなければならないものとします。
3. 退会後のアンバサダー会員情報の取扱いについては、個人情報規定にしたがうものとします。

## **第 2 3 条（分離可能性）**

本規約の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能と判断された部分を除く残りの規定・部分は引き続き有効に存続するものとします。また、無効または執行不能と判断された部分は、有効となるために必要最小限の範囲で修正され、意図した法律的・経済的効果が最大限確保されるように解釈されるものとします。

## **第 2 4 条（準拠法）**

本規約は、日本法を準拠法として解釈・適用されます。

## **第 2 5 条（管轄裁判所）**

本規約に関する一切の紛争については、その内容に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020 年 3 月 1 日改定